

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活 最終回 —消費生活センターとは—

● **渋川市消費生活センター** ☎22-2325

☾～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

● **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



成人年齢が4月から18歳に引き下げられました。契約ができるようになる一方で、その責任は自分で負うこととなります。成人になりたての若者をねらう悪質な事業者は少なくありません。トラブルに巻き込まれた場合などは消費生活センターに相談することができます。

消費生活センター

消費生活の専門知識を持った相談員が相談者への聞き取りや書類などから問題点を整理し、事業者との交渉や解決方法の助言や情報提供をします。高齢で自分での交渉が困難な場合や、複雑な案件などの場合には事業者との交渉の手伝いをします。

相談するときは

書類や業者とのメールやSNSなどでのやり取り、広告やサイトの画面などを用意しましょう。トラブルの経緯をまとめておくと相談がスムーズに進みます。

● 消費生活に関するトラブルは渋川市消費生活センターへ相談できます。相談の秘密は守られます。困ったときは1人で悩まず、すぐに相談しましょう。

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

公式通販サイトを装った 偽サイトに注意！

ブランドなどの公式通販サイトを装った偽サイトで買い物をしてしまい、支払いをしたのに商品が届かないというトラブルが増えています。

本物に似せた偽サイトも増えており、注意が必要です。

偽サイトに関する事例

- 検索内容に連動して表示された偽サイト広告を本物と思い込み、アクセスしてしまった。
- 欲しかった商品が通常価格より著しく安価で購入できると思い注文してしまった。
- さまざまな支払方法が可能とありながら、クレジットカード決済しか選べないようになっていた。
- 注文確定メールが届かず、サイトに記載のアドレスなどに連絡したが返事がなかった。

偽サイトの主な特徴

- URLが不自然である。
- 販売価格が極端に安い。
- 支払方法がクレジットカードのみ、または振込先口座が個人名である。
- 事業所所在地の記載がない、または調べても畑などになっている。

特に「販売価格が極端に安い。」は大きな特徴の一つです。

よく確認し、ネット上での買い物は慎重に行いましょう。



● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

（月～金午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く））

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年6月

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

子どもの高額請求トラブル が増えています！

近年、小・中学生のネットに関する高額請求相談が増えています。特にゲームなどで保護者の知らないうちに、子どもが課金してしまうケースが目立ちます。

トラブルの事例

- 友達に「キャリア決済※1を使うとお金がかからない」と教えられた子どもが、スマホゲームに高額課金していた。
- 親のアカウントを使ってゲーム機で遊び、登録されていたクレジットカードで課金していた。
- 親のクレジットカードを使って、ライブ配信サービスで何度も投げ銭※2をしており、高額のリクエストがあった。

※1キャリア決済とは…携帯料金と合算して支払う決済方法

※2投げ銭とは…ライブ配信者応援のため金銭を寄付する機能

トラブルに
あわないために

- 子どもには、クレジットカードやキャリア決済を使うことはお金を使うことと同じであることを伝えましょう。
- クレジットカードの管理やキャリア決済の設定状況の確認を徹底しましょう。
- 親がサイトなどの利用を制限できる「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

ネット広告ってなに？

ネット広告とはインターネット上に表示される広告です。なかには、一見すると広告と分からないような悪質な表示もあるため、注意が必要です。

ネット広告の種類

- **バナー広告** クリックすると、そのサイトに移動する広告画像のこと。
- **リスティング広告** 検索した言葉に連動し、検索結果に表示される広告のこと。
- **ネイティブ広告** ニュースサイトの記事などと同じ見た目で表示される広告のこと。
多くは「広告」、「PR」、「AD」などと表示される。
- **ターゲティング広告** サイト閲覧者の閲覧履歴や属性に連動して表示される広告のこと。サイト上で閲覧履歴の取得停止やブラウザ設定をすることで、ある程度回避できる場合もある。

広告であることがわかりづらい広告

商品やサービスなどの体験談や口コミを装って宣伝を行うステルスマーケティング（いわゆるステマ）や「ウイルスに感染している」などの偽の警告を表示し、ソフト購入や有償サポート契約に誘導するなどの手法が問題視されています。

インターネット上には数々の広告が見られます。商品を購入する際は、さまざまな情報から総合的に判断を行いましょう。

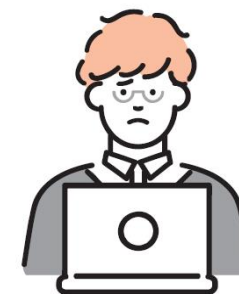
● **渋川市消費生活センター** ☎22-2325

（月）～（金）午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

● **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

● **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



月1で学ぶ！ 消費者の賢コッ フリマサービスの トラブルに注意！

インターネット上で個人同士が商品などを取引できるフリーマーケット(フリマ)サービスに関するトラブルが発生しています。

トラブルの事例

- ①約3万円のイヤホンが1万円で出品されていたので購入した。使用中に雑音が入るようになりメーカーに見せたところ、偽物と判明した。出品者に返金してほしいと連絡をしても応じてもらえない。
- ②洋服を出品し、商品を発送したところ、「出品時の表示サイズと違う、キャンセルしたい」と連絡があった。希望に応じキャンセル処理をしたところ、購入者と連絡が取れなくなり、返送もしてもらえなくなった。

フリマサービスのここに注意！

- ①個人間取引のため、トラブルは当事者間での解決が求められることを理解しましょう。
- ②商品受取後の評価をすると取引完了となり相手との連絡が取れなくなる場合があります。必ず商品の状態をよく確認してから評価をしましょう。
- ③出品時は、規約をよく確認のうえ、説明や写真などで商品の状態がよく分かるようにしておきましょう。

不安やトラブルが生じたら、消費生活センターへ相談してください。

- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

スマホ決済の使い方

スマホで支払いをしている人を見かけたことはありませんか？
これはスマホ決済と呼ばれるキャッシュレス決済の1つです。

スマホ決済の種類

- **非接触IC型**
スマホを読取機にかざして支払う
- **コード(QRコード、バーコード)型**
スマホにコードを表示し、店舗の端末で読み取って支払う、または店頭のQRコードをスマホで読み取って支払う

支払方法の種類

- **前払い**
事前にアプリにお金をチャージ(前払い)しておき、その残高から利用額を引き落とす
- **即時払い**
登録口座から即時に利用額を引き落とす
- **後払い**
クレジットカードなどを通して、利用額を一括で引き落とす

● **渋川市消費生活センター** ☎22-2325

⑨～⑤午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

● **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



スマホ決済のトラブル



便利である反面、お金の使い過ぎや、サービス加盟店でしか使用できないなどの注意点があります。また、不正利用のおそれがあり、実際に被害が出ています。

スマホ決済事業者を選ぶときのポイント

- ・サービス加盟店の中に、自分が普段使用する店があるか確認する
- ・自分に合ったサービスか確認する
- **スマホ決済を使うとき**
 - ・計画的に利用し、登録クレジットカードの明細はこまめに確認する
 - ・決済額は必ずその場で確認し、利用履歴を残す
 - ・ロック機能を設定する
 - ・機種変更時の対応をあらかじめ確認する

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

転売チケットの
トラブルが急増中！

好きなアーティストなどを応援することは「推し活」と呼ばれており、若い世代ではイベントにお金をかける人の割合が高くなっています。最近では感染症対策を講じて開催されるイベントも徐々に増えていることに伴い、インターネットでのチケット転売トラブルに関する相談が増加しています。

トラブルの事例

- 転売仲介サイトであることに気がつかず、定価より高額なチケットを購入した。
- 転売仲介サイトで購入したチケットでは入場できないことに後から気がついた。
- SNSで知り合った個人と取引したが、代金を振込んだ後に相手と連絡がとれなくなった。

ここをチェック！

- チケットはイベントの主催者、販売許可を得ているサービス、アーティスト公式サイトなどの正規ルートから購入しましょう。
- チケットには、転売禁止であることや転売が判明した場合には入場できないことなどのルールが記載されています。チケットの購入前に公式ホームページの情報を確認しましょう。

不安やトラブルが生じたら、一人で悩まず消費生活センターへ相談しましょう

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



**月1で学ぶ！
消費者の賢コツ**

**一方的に送りつけられた
商品の代金は支払い不要！**

「勧誘を断った商品が届き、後から請求を受けた」「身に覚えのない商品が代引で届き、とっさに料金を支払ってしまった」など、送りつけ商法に関するトラブルが発生しています。

トラブルの事例

- 何度も海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。しばらく電話を無視していたが、その後、業者から送られたカニの不在通知がポストに入っていた。
- 注文していない健康食品が届いており、「定期購入」と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。

身に覚えのない商品が届いたら

- 特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に送られてきた商品は開封・処分しても支払い不要です。
- 送られてきた商品は、家族が注文したものや贈答品などの可能性もあります。まずは落ち着いて周りの人に相談しましょう。
- 支払いをしてしまった場合でも、代金を取り戻せる可能性があります。

不安やトラブルが生じたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

● **渋川市消費生活センター** ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

● **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

模倣品の水際取り締まりが強化されました！

令和4年10月から改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外事業者から模倣品（知的財産を侵害するもの）が送付された場合は、個人使用の場合でも税関による没収の対象になりました。

税関での取り締まりについて

税関で知的財産を侵害する疑いがある物品が発見された場合、その物品が知的財産を侵害するかを認定する手続きが開始され、税関から消費者に「認定手續開始通知書」が送られます。

●令和4年9月まで

模倣品と認定された場合でも、「認定手續開始通知書」に対して個人使用目的であることが税関に認められれば輸入が許可されました。

●令和4年10月から

模倣品と認定された場合、「認定手續開始通知書」に対して個人使用目的であることを主張しても海外から購入した物品は税関に没収されます。

模倣品トラブルに遭遇したら

消費生活センターなどに相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センターでも相談を受け付けています。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時（祝・年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

不安をあおられる
点検商法にご注意を！

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金)午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



家の屋根や排水管などを「無料で点検します」などと言って突然家に来訪し、状態が悪いと告げて、強引に修理などの契約をさせるといったトラブルが増えています。

トラブルの事例

近くで工事をしているという作業員が突然来訪し、「屋根が壊れている」と言ってきた。その作業員に点検してもらったところ、屋根の瓦が壊れている写真を見せられ「このままだともっとひどくなる」と言われた。他社にみてもらおうと断ったが、「今なら安くできる」などと急かされ、180万円の工事を契約してしまった。契約書には「一式」とあり内訳は不明だった。工事は2日で終わり、工事内容が金額に見合っていないのではないかと不安に思った。

トラブルを避けるために

- 「無料で点検をする」と言って突然訪問してくる業者は不安をあおり、工事などを契約させようとしています。落ち着いて、きっぱり断りましょう。
- 突然来訪され契約した場合や、依頼した内容と違う契約をした場合はクーリング・オフできる可能性があります。消費生活センターなどに相談しましょう。



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳・19歳の
消費者トラブル

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



成人年齢の引き下げから10カ月が経過しました。美容や副業に関する18歳、19歳からのトラブル相談が増えています。

相談事例

● 美容 (特に脱毛エステ) の相談

- ・ 広告を見て、安価で体験できると思い来店したが、高額なコースを勧められて断れず契約してしまった。
- ・ 通い放題コースを解約したが解約料が高額だった。

● 副業の相談

- ・ SNS 広告で見た簡単に儲かるというサイトに登録したが、後に怪しいサイトだと分かった。
- ・ 無料で開始できるサイトに登録したら、マニュアルの代金を請求された。

トラブルを避けるには

- ・ 安さや気軽さなどのメリットのみが強調された文言をうのみにしない。
- ・ 契約の内容や支払総額などをしっかり確認する。
- ・ 不安なことがあればきっぱり断る。

少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターなどに相談しましょう。



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

引っ越し直後の訪問販売 トラブルに気をつけて！

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



引っ越し直後に訪問販売にきた業者から、管理会社と関連があるかのような説明を受けて契約してしまった、というトラブルが寄せられています。新生活が始まることが多い3～4月は特に注意が必要です。

相談事例

- 引っ越し当日に換気扇フィルターの勧誘に業者が訪れた。管理会社と関連があるかのような話であり契約したが、後日管理会社に確認したところ、嘘だと分かった。
- 「管理会社から紹介された」という業者が訪れ、水回りの防カビ工事契約をした。後日管理会社からは紹介などしていないと言われた。

ポイント

- その場ですぐに契約せずに管理会社に確認しましょう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフの対象です。

★ 令和4年度も、さまざまな消費生活に関する情報を紹介してきました。今後も消費生活の相談体制充実を維持するとともに、啓発活動を推進し、消費者行政の強化に取り組んでいきます。

